

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 8 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600042号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600069号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月11日は23万7,000円、平成22年7月12日は24万9,000円、同年12月14日は23万2,000円、平成23年7月14日は23万2,000円、同年12月13日は23万7,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月  
② 平成22年7月  
③ 平成22年12月  
④ 平成23年7月  
⑤ 平成23年12月

A社から平成21年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月及び同年12月に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された請求期間①から⑤までに係る賞与明細書等の写しから、請求者は、当該期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記預金通帳の写しで確認できる振込日から、請求期間①は平成21年12月11日、請求期間②は平成22年7月12日、請求期間③は同年12月

14日、請求期間④は平成23年7月14日及び請求期間⑤は同年12月13日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与明細書等の写しにより算出される厚生年金保険料控除額から、請求期間①は23万7,000円、請求期間②は24万9,000円、請求期間③及び④は23万2,000円並びに請求期間⑤は23万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月13日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600130号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600070号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和55年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和55年10月1日にA事業所からB事業所へ転勤したが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両事業所とも同じグループの事業所であり、継続して勤務していたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録並びに異動先のC社B事業所及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、同社内の関連事業所に継続して勤務し(昭和55年10月1日に同社A事業所から同社B事業所に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所に係る事業所別被保険者名簿における昭和55年8月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和55年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和55年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを

同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。